

## 会議録

会議名	第1回 八王子駅南口集いの拠点整備・運営事業評価会議
日時	令和3年(2021年)10月26日(火) 午後6時~8時20分
場所	八王子市役所 本庁舎 802 会議室
出席者氏名	<p>【学識経験者】</p> <p>座長 明星大学 教授 西浦定継(都市計画、都市管理)          工学院大学 名誉教授 倉田直道(都市デザイン)          学校法人片柳学園 理事長 千葉茂(地域まちづくり)          千葉大学 教授 秋田典子(公園運営)          跡見学園女子大学 専任講師 長谷川幸代(図書館運営)          中央大学 准教授 西川広平(博物館運営)          株式会社日本政策投資銀行 部長 足立慎一郎(PFI 事業(財務))</p> <p>【市職員】</p> <p>都市戦略部長 植原康浩          総合経営部長 古川由美子          契約資産部長 小林中          拠点整備部事業推進担当部長 太田國芳          まちなみ整備部長 竹内勝弘          生涯学習スポーツ部長 音村昭人</p>
	事務局
欠席者氏名	なし
議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業概要について</li> <li>2 検討経過について</li> <li>3 実施方針・業務要求水準書(案)について</li> <li>4 施設の運営理念について</li> <li>5 今後のスケジュール(予定)について</li> </ol>
会議の公開 ・非公開の別	非公開

非公開理由	八王子市情報公開条例第8条第5号及び同条第6号 (5)市の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの (6)市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの
配付資料名	資料1:八王子駅南口集いの拠点整備基本計画パンフレット 資料2:検討経過 資料3:実施方針・要求水準書(案)抜粋について 資料4:施設の運営理念について 資料5:今後のスケジュール(予定)について

〔午後6時開会〕

- 【事務局】 ただいまより、八王子駅南口集いの拠点整備・運営事業評価会議を始める。  
 本評価会議は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に基づき、集いの拠点の整備・運営事業を実施するにあたり、PFI事業者の選定等に関し必要な事項について、八王子駅南口集いの拠点整備・運営事業評価会議開催要綱に基づき、意見聴取や意見交換するため、開催するものである。  
 なお、本評価会議は、八王子市情報公開条例第8条第5号及び第6号に基づき、非公開とする。
- 【事務局】 議事に先立ち、本市副市長の駒沢より御挨拶申し上げます。  
 〔副市長挨拶・退席〕
- 【事務局】 次に、配布した資料の確認をさせていただきます。  
 〔配布資料説明〕
- 【事務局】 本評価会議の座長について、ご参加いただいている方の中より、明星大学の西浦教授にお願いしたいと思うが、お引き受けいただけるか。
- 【西浦氏】 承知した。
- 【事務局】 以降の進行は、座長にお願いする。

<議題1 事業概要>及び<議題2 検討経過について>

- 【座長】 それでは、次第に基づき進行します。次第の議題1 事業概要及び議題2 検討経過について、事務局より説明願う。
- 【事務局】 〔「資料1:八王子駅南口集いの拠点整備基本計画パンフレット」及び「資料2:検討経過」に基づくとともに、映像投影(建設予定地周辺の上空からの撮影動画)を用いて説明〕
- 【座長】 事業概要と検討経過については、事務局から説明があったように、PFI事業として実施する上での目標や、企業へのサウンディングを踏まえ、いかに事業性を確保するのかといった点について内容を詰めてきたところである。資料の説明を受け、感想や質問があれば、発言願う。
- 【参加者】 今回、ライブラリ・ミュージアム・公園が一体となった複合施設が建設されることになったということだが、そこに至る背景として、特にライブラリ・ミュージアムについて、この場所に建てられることになった背景を伺いたい。
- 【事務局】 ミュージアムについて、八王子市には既に郷土資料館が存在するが、築53年であること、収蔵品として八王子城跡の遺物をはじめ約30万点にのぼる資料があり、こうした資料

を今の古い建物のままで展示・公開していくことが難しくなっていたということが背景にある。また、大きなこととしては日本遺産の認定を受けた八王子の歴史文化の魅力を発信していく局面に来ている。具体的には、高尾山がよく知られているが、それ以外にも桑都文化である車人形や八王子芸者など、どこにでもあるわけではない、そこに行かないと出会えない文化に触れることができる場をまちなかにつくり、情報発信の場を設けたいということが契機の 1 つとなった。

- 【事務局】 ライブラリについて、八王子には既に八王子市中央図書館をはじめとした図書館があるが、サードプレイス型の図書館はまだない状況である。近年図書館のあり方は多岐にわたっているが、やはり従来型ではなく、多様化する図書館ニーズに対応し、市民からのニーズが高いサードプレイス型のライブラリを整備したいということが背景にある。

公園については、八王子は緑が多い土地柄だが、中央地域の中心市街地周辺に地区公園規模の大きな公園は十分でないという現況である。駅周辺の貴重な大規模用地を活用して、新たなまちのシンボルとなる防災機能を持った市民の憩い・交流の場を作るということで、今回の用地活用を決めた経緯がある。

- 【参加者】 敷地へのアクセスについて、基本的には車で来なくてはならないような場所であり、駅からも歩けなくはない、という位置であると感じているが、事務局ではどのようにアクセスを想定しているか。
  - 【事務局】 アクセスについては、駅から 800mの距離があり、かつ坂を抱えている。駅から敷地までの道のりを楽しく歩いてもらうことや、自動車や自転車での来入人にとっての快適な環境整備も重要な検討課題である。また、国道 16 号は特定緊急輸送路であり、防災上の位置づけも高い。アクセスに係る検討も、施設の検討同様に重要であると考えており、現在、市の内部で、交通アクセスの検討を並行して行っている。
  - 【参加者】 新しいモビリティについては検討しているか。
  - 【事務局】 新しいモビリティについてもキーワードになると考えており、今後ますます進化していくことが予想される自動運転技術の活用なども視野に入れながら、事業開始に向け検討していく必要があると考えている。
  - 【参加者】 地域について考える際に、子どもたちをどう育てるかということが重要な視点になる。サードプレイスとして子どもから高齢者まで平等に扱わなくてはならないとは思いますが、今後デジタル・デバイドがさらに進んでいくことが想定される中、イノベーションを起こすためには科学技術への興味が重要になる。アンケート等で意見聴取を行った結果、工学系の学科にもプラモデルさえ作ったことがないという生徒がいることが分かるなど、将来の日本の科学技術について危惧している。科学に興味を持つようなオブジェや体験型コンテンツ、また先程モビリティについても言及があったが、加えて傾斜を生かした発電なども考えられるのではないかと。某大学の非常勤講師である友人によれば、当該大学新キャンパスのライブラリには、実物の本は存在しないとのことであった。一概に全ての本をなくした方が良いとは言えないものの、特に子どもたちはこうした新しいものに興味を示すと思われるため、未来を予見できるような施設も部分的には設けて、将来、素晴らしい八王子を維持することができるような人材を育てるという発想も持ってほしい。
  - 【事務局】 市としても次代を担う子どもたちの存在は大変重視している。ライブラリについては、その場所で様々な体験ができるような、これまでにないライブラリにしたいという思いで検討しているところである。いただいた意見をヒントに、何度も訪れて市の歴史に触れ、まちへの誇りを育むことができるような場所にしていきたいと考えている。
  - 【参加者】 本評価会議前に集いの拠点用地を訪れ、とちの木通りを歩いて国道 16 号へ出て、駅に戻ったが、確かに上り坂には気分的なハードルを感じた。ただし、気にしすぎることはないと思う。とちの木通りを歩いた際に、電線の取り合いが大変悪く、その点が気になった。とちの木通りを介した敷地へのアクセスを考えるのであれば、電線の地中化などによって、新しいモビリティが通りやすい空間を整備すると良いのではないかと。
- 山田川についても、魅力を上げるように工夫し、集いの拠点用地まで行きたいという気持ち

にさせることが必要と感じた。

医療刑務所の塀外からでも見えるような、ヒマラヤスギと思われる大木があったが、これはシンボルツリーとして残すと良い。また、坂道を登った結果として見ることのできる眺望を残すと良いと感じた。

広い空間ではあるが、テーマ性を持たせるなど、統一感を出す工夫を施すとリピートにつながるのではないか。

- 【事務局】 とちの木通りは公園の正面玄関に当たるものと位置づけており、その通りが既に公園が始まっているかのような楽しい道になれば、駅から敷地までの 800mの道のりもそれほど気にならなくなるのではないかと考えている。また高低差は、眺望の面で公園に魅力を与えるものでもある。花に親しむ考え方は、本市は都市緑化フェアを開催したこともあり、地域に根付きつつある。いただいた御意見についても検討してまいりたい。
- 【座長】 山田川の親水性はないのか。
- 【参加者】 親水性はない。魅力を持たせないことはもったいないと感じる。
- 【座長】 降水量が多い時の水位の上昇についてはいかがか。
- 【事務局】 一定のエリアを背負っているので、大雨時は周辺からの流入により水位は上昇するが、氾濫まではしない。
- 【座長】 まちなみ整備として、河川管理や、一帯としての雰囲気づくりについても検討されることが望ましい。
- 【参加者】 この場所に立地することについて、より積極的に意味合いを持たせることが望ましい。国道 16 号の前身は、八王子から横浜方面へと続く街道である。八王子は長きにわたって織物業が盛んであり、現在まで伝わっている。横浜開港により、海外への輸出のために八王子から横浜へと生糸を運ぶ、絹の道となった。今回整備される施設は「集いの拠点」ということで、子どもから高齢者まで世代を超えて集う、過去・現在・未来と、地域や人、自然とを結び付けるクロスロードとしての意味合いを持っているとも言える。敷地の西側にこうした道路が通っていることとリンクさせることで、この場所に集いの拠点を整備することの意味合いをアピールすることも一案である。  
また、博物館が立地するという観点から、山田川の増水も気がりであるが、敷地は盛り土になっているのか。
- 【事務局】 自然地形として、北から南に向かって高くなっており、こうした自然の傾斜を利用して医療刑務所の建物は配置されていると認識している。
- 【参加者】 仮に盛り土であり、地盤が軟弱である場合には、ミュージアムが公開承認施設として国宝・重要文化財を展示することを目指す以上、安全面について重々考慮することが必要になる。また、産業廃棄物の有無や埋蔵文化財の問題などについても、留意しながら整備を進めてほしい。
- 【参加者】 公園まで気持ちよく歩ける道をつくることが望ましいと考える。八王子は車社会であるものの、今後脱車社会へと向かっていく中で、歩行と公共交通の組み合わせがますます重要になっていくと思われる。特に高齢者や子供などの交通弱者にとって、アクセスしやすい気持ちのいい環境をつくることは重要である。
- 【座長】 移動手段について発言があったが、現在、京王八王子駅と JR 八王子駅の間には再開発によって高層建築物が多く建設されており、そのエリアを含む JR 八王子駅の北側と南側をつなぐような交通ネットワークをつくれれば、お互いにアクセスが良くなるというメリットがある。アクセスについて考える際には、駅の北口と南口あわせて検討すると良いのではないか。
- 【参加者】 とちの木通り沿いの用途地域は何であるか。歩いてみて、低層住宅がほとんどであり、立ち寄りそうな店舗がなかったことが気になった。通りを活性化させるため、用途地域の変更についても考慮する必要があるのではないか。
- 【事務局】 とちの木通り沿いは第一種住居地域であり、そこから外れたところは主に第二種中高層住居専用地域となっている。昨年度公園の都市計画決定を行った際に、用途地域の変更も行っており、とちの木通り西側の刑務所用地は第二種中高層住居専用地域から第二種住

居地域に変更している。第二種中高層住居専用地域のままでは博物館の面積制限があり、目指す規模のミュージアムを建てられないことから、第二種住居地域に変更した経緯がある。

- 【参加者】 とちの木通りを玄関口とするには、住宅が多く、商業的な要素がないという印象である。場合によっては用途地域の変更などによって、小さなお店や集いの拠点に関するショップ等が前面に出せるようにすることも一案であると考えます。
- 【参加者】 先程も発言があったが、集いの拠点整備を八王子駅南口から続く南口全体のまちづくりにつなげるように検討している。拠点の整備とともに、まち全体の活性化、沿道のお店等への仕掛けについても今後検討すべく動き出す準備を進めている。この点については、随時情報共有させていただく。

### <議題 3 実施方針・業務要求水準書(案)について>

- 【座長】 続いて次第の、議題 3 実施方針・業務要求水準書(案)について、事務局から説明願う。
- 【事務局】 「資料 3:実施方針・要求水準書(案)抜粋について」に基づき説明
- 【座長】 質問、意見があればいただきたい。
- 【参加者】 基本的な視点から何点か意見を申し上げる。

事業の目的に関して、事業を実施することによる効果と、民間を導入することによる効果は別のものであるため、混同することなく、事業の目的に加えて、民間を導入することの効果について別途項目立てて実施方針に明示することが望ましい。さらに、期待する効果等を測る指標を事前に想定しておき、事業開始後に効果を検証することが重要になると思われる。各方面への説明責任という観点からも重要となる。

また、2 年に及ぶコロナ禍を経て、公共施設や公共サービスのあり方にも不可逆的な変化が生じたと考えられる。コロナ禍を経て、市として新たに書き加えるべきことや、民間に新たに提案を求めることがないかどうか、改めて考えても良いと思われる。

「市からのサービス対価」において、「想定以上の収入があった場合には、利益の一部を市に還元する」とあるが、売り上げの一部を市に還元する一方で、収入が想定以下になった場合には、一定程度市もリスクを負うべきと考える。

「応募者の構成」について、事業者へのサウンディングは会社ベースで行ったものだと理解しているが、複数の事業者がコンソーシアムを組成しての参画を検討する際、複合施設としてのチャレンジングな一面もあり、会社として関心があっても、コンソーシアム組成に向けたチームアップに存外苦労した結果、場合によっては 1 コンソーシアムのみによる応募となる可能性もあるが、その点についてはどのように考えているか。

「地域への貢献(市内事業者への配慮)」については、業務要求水準書における重要な項目であると思うが、様々な材料等の発注において市内の事業者を守ることで、結果的に公共サービスの質が下がることになる、全体としていかなるものかと思われる。重要なのは、地域の企業の強みを活かした発注条件を設定すること、あるいは配慮ではなく地域の企業を育成するという観点に立つことであると考えます。そうした観点から、文言を改めて検討してほしい。

- 【座長】 5 つの質問について、事務局から回答いただきたい。
- 【事務局】 1 点目の事業目的および民間を導入する目的については、狙いをしっかりと明記する。指標の導入は重要であると思われるため、サードプレイスを提供するという施設の導入目的に見合った指標を事業者提案いただくとともに、市との協議によってしっかりと決めていきたいと考えている。

2 点目のコロナ禍を踏まえた公共施設のあり方について、サードプレイスを提供するという施設整備の目的が、コロナ禍を経た時代の流れに思いがけず合ってきていると感じており、ワークライフバランスが重視される中、地域でゆったりと過ごす時間が増えている現在の傾向は、今後も続いていくのではないかと考えている。その点も踏まえて記載を考えたい。

3 点目の、想定以下の収入となった際の対応については、更なる検討が必要であると考えている。

4 点目のチームアップについては、サウンディングを通じて、多くの事業者から「どのような事業者が興味を持っているのかが見えづらい」といった意見をいただいております。場合によっては、実施方針説明会のタイミングで、関心を持つ事業者一覧を公表することについても視野に入れながら検討していきたいと考えています。

5 点目の地域配慮については、記載方法を工夫できないか検討する。

●【座長】 設計と建設を SPC が発注することになると思うが、八王子市の総合評価や公契約条例の対象にはならないのか。対象になるのであれば、最低賃金等や市内業者の割合にも関わってくると思うが、PFI であれば関係ないのか。

●【参加者】 八王子市では公契約条例は設けていない。また、総合評価のガイドラインは設けているが、PFI 事業を想定したものではなく、PFI 事業として、事業者選定条件を設けるという想定スキームであれば、特段心配する必要はないと思われる。また、プロポーザル方式を採用する場合、総合評価とは別の制度の中で契約を締結することになる。

●【参加者】 利用者から得る収入の 1 つとしてミュージアムショップが想定されているが、海外ではライブラリグッズの販売によって大きな収益を得ている事例があるため、ライブラリグッズの販売についてもブランディングの 1 つとして検討材料に入れてはいいか。

●【事務局】 ライブラリに関連するグッズを販売することについて、業務要求水準書(案)に記載することを検討する。

●【参加者】 「応募者の備えるべき参加資格要件」の記述の中に「国公立の博物館・美術館・博物館相当施設」という表現があるが、ここでの「博物館」とは博物館法で言う登録博物館を指しているのか。それとも博物館類似施設も含有されているのか。

●【事務局】 公開承認施設を目指しており、博物館法上の登録博物館と博物館相当施設を指している。

●【参加者】 その場合にも、「博物館法上の登録博物館と博物館相当施設」という記載とし、誤解の生じないような表現にすることが望ましい。

多くの博物館において、ワークショップやイベントが展示と結び付けながら屋外で行われることがあるが、集いの拠点において、ライブラリやミュージアムによる行事や体験活動を屋外で行うことについては、計画に反映されているのか。現在の記載では、公園・ミュージアム・ライブラリが分けられているが、ミュージアムやライブラリの活動を屋外で行う場合についてはどのように取り扱うのか。

また、ミュージアムは現在の八王子市郷土資料館を引き継ぐ形で整備されるものと考えているが、郷土資料館では石造物の屋外展示も行っている。それを今回はどのように扱う計画なのか。

団体利用も多くなると思われるが、屋外で昼食をとる場合、雨天の際にどうするかといった点は計画に反映されているか。

開放的な空間であることを強調することは良いことである一方で、公開承認施設を目指す上では文化財等の安全性に配慮するという点も入れた方がよい。

また、公開承認施設の基準を付属資料として付ける予定かどうか確認したい。

●【事務局】 公園・ライブラリ・ミュージアムの融合については最も意図しているところであるため、業務要求水準書(案)の中でも施設の連携を意識したイベントを行うなど、連携・協調・融合について反映させる。

屋外の滞在施設に当たるものは大屋根広場になるが、子どもたちが学校行事で来た際には、大屋根広場の下での食事などもあり得る。屋外にも屋内にも団体等が利用できるスペースを整備していきたい。

●【事務局】 活動展示室については、「木造舞台を設置し」とあるが、屋外と連続した利用ができるような設置のしかたも含め、土地の歴史を継承するような提案も求めていきたいと考えている。

石造物等の屋外展示については、コンセプトに合致する場合には屋外に展示することを完全に否定するものではないが、基本的には屋内の展示を想定しており、常設で外に展示するとい

うことは想定していない。

- 【参加者】文化財の安全性に対する記載はいかがか。
- 【事務局】公開承認施設の要件については、現状ある程度備わっていると考えているが、文化庁との協議の中で出てくることもあると思われるため、施設整備が進む中でも適時相談していきたい。  
安全性に関しては、敷地が高台にあるため、設備として文化財を守ることはある程度できると考えている。また、緊急時に周辺の物品を保護する施設としての活用も検討可能であると考えている。
- 【参加者】石造物について、既に郷土資料館に展示資料として集められて歳月が経過しており、引き続きミュージアムで保存をしていく必要がある。屋内での展示を想定し、屋外での展示がコンセプトに合致すれば検討されるということだが、屋内に展示する場合になったとしても、ただ展示するのではなく、それがどういったものなのかが伝わる形での展示方法について、検討してほしい。
- 【参加者】「景観」として1つにまとめられてしまっているが、重要な内容が混在しているため、個別に出した方が良い。例えば、「景観」に含まれる形で「既存樹木の活用」と記されているが、既存施設や植物の利活用については、景観とは別に項目を立てた方が良く考える。財務省から取得する条件に、完全に更地にするということではないのであれば、既存施設については景観に含めず、別途項目を立てて記載した方が良く考える。  
また、「地形を生かす」と記載があるが、切り土や盛り土をしない、あるいは最小限にする等、土地の造成については明記しておいた方が良い。
- 【事務局】景観の項目は、多くの要素が盛り込まれている状態であり、整理し修正する。
- 【参加者】事業者の収入について、開館が2026年であることを考えると、「複写機コピーサービス料の収入」などは存在しなくなると思われるため、現実的な表記とすべきと考える。一方、ネットを介しての収入についても考慮する必要がある。「インスタ映え」という言葉もあるが、集客の面においても、現代に合わせた検討を行うことが望ましい。
- 【参加者】「応募者の構成」について、例えば設計者はどのような位置づけになるのか。ここでは「複数業務を実施する際に、建設業務と工事監理業務を同一業者が行うことを禁止する」とあり、この中で設計者の位置づけが分かりづらい。設計・施工(デザイン・ビルド)を禁止することを意味するのか。  
また、建設業務と工事監理業務を同一業者が行えないとなった場合、例えばゼネコンが設計監理で参加することはできないのか。  
「同一業者が2つのSPCに参加することを禁止する」とあるが、そもそも、参加する時点ではSPCにはなっていないため、この表現に誤りがあるかと考えるがいかがか。
- 【事務局】「同一業者が2つのSPCに参加することを禁止する」という表現については、御指摘のとおり、「2つの応募者」あるいは「2つの応募グループ」という表現が適切であるため修正する。参加の制限については、検討し、今後さらに細かく決めていく必要がある。建設業務と工事監理業務を同一業者が行うことについて禁止するのかどうかについても、検討し整理する。
- 【参加者】複合施設となれば、ランドスケープや土木の設計者が参加することもあり得るが、同一事業者が2つの応募グループに入ってはならないという縛りを設けた結果、結果的に応募数がかなり少なくなることが懸念される。そのような制限を設けることについて、改めて検討した方が良く考える。
- 【事務局】条件を整理し、分かりやすい形に修正する。
- 【参加者】公園・ライブラリ・ミュージアムの運営は指定管理者が行うのか。
- 【事務局】1社で公園やライブラリ、ミュージアムを全て担える事業者はいないため、機能ごとに指定管理者がいる構成となることを想定している。指定管理者が異なっても各機能が連携されるように、統括マネジメント業務を設けており、事業者には、公園・ライブラリ・ミュージアムが連携されるための仕組みを提案してほしいと考えている。
- 【参加者】指定管理者についても取り合いになることが予想される。そのことによって応募者

が限定されないよう、検討してもらいたい。

また指定管理者について、個々の施設、更にはその室ごとに要求を出しているが、それにより施設を複合化するメリットが出しにくくなるのではと危惧している。スペースのシェアには、新しい化学反応や共同でのイベントの企画といった、多くのメリットが期待され、特徴あるサードプレイスの創成に寄与する。個々の室について細かく要求水準を作りすぎると、それ以外の使い方ができなくなる可能性がある上に、運営者の創造性が阻害されるのではないかと危惧する。

●【参加者】 造園やランドスケープについて担うことができる業者はかなり限られている。重複応募を禁止する場合、特に公園は成り立たないのではないかと危惧している。公園の場合は設計者と監理者が分かれていることが多い。設計する側のクリエイティビティを信頼し、あえて細かな要求を出さずにその創造性に任せるということも重要と考える。

●【参加者】 展示施設についても、この規模の施設の整備を担うことができる業者は 3,4 社に限定されると思われる。展示施設については設計者と施工監理者が一体となることが多く、設計者と施工者、施工管理者が別である場合、例えば映像の製作等において、設計の意図を施工に反映させることが難しくなることが懸念される。

●【参加者】 利用者から得る収入の複写機コピーサービス料の収入については、実費で営利を目的としない収入という理解で良いか。利益目的であると、著作権法第三十一条に抵触する可能性がある。また、電子的媒体への複写について、ここに含める場合は、「複写機コピーサービス料などの複製に係る収入」などの表現があり得ると考える。

乳幼児に対する休憩室及び授乳室について、今回、滞在型の空間を目指し子どもの利用にも重きを置いているので、乳幼児連れ(男女それぞれの保護者と乳幼児連れを想定)の滞在を念頭に置いた施設計画をお願いしたい。

資料の持ち出しは公園までということであるが、交流スペース、歴史・郷土ミュージアムのこれらの機能をつなぐということであれば、交流スペース、歴史・郷土ミュージアムへも資料を持ち出しながら利用できることが望ましい。

公園へ持ち出した資料の返却等の管理について、どのようにするか検討しておいた方が良いと考える。

憩いライブラリと歴史・郷土ミュージアムとの連携については、どの程度を想定しているか明確にはいかがか。例えば、イベントを共同で行う等、想定を記載してはいかがか。また、図書館資料も連携を想定して歴史・郷土ミュージアムに関連の深いものを収集して利用できる仕組みが必要ではないかと考える。

#### <議題 4 施設の運営理念について>

●【座長】 続いて次第の、議題 4 施設の運営理念について、事務局から説明願う。

●【事務局】 「資料 4:施設の運営理念について」及び別紙各機能の管理運営方針に基づき説明]

●【座長】 終了予定時刻を超過しているため、議題 4 に対する意見については、別途事務局に寄せていただき、議事録として取りまとめることとする。

#### <議題 5 今後のスケジュール(案)について>

●【座長】 続いて次第の、議題 5 今後のスケジュール(案)について、事務局から説明願う。

●【事務局】 「資料 5:今後のスケジュール(予定)について」に基づき説明]

●【座長】 第 2 回評価会議の日程については別途調整することになる。

●【事務局】 次回は 2 月を予定しているが、日程が決まり次第ご連絡させていただく。

[午後 8 時 20 分閉会]

会議後、寄せられた意見については、以下のとおり。

<議題 4 施設の運営理念について>

- 【参加者】 施設の運営面において、市と指定管理者との間で同一の業務を双方が行うことが見られ、両者の責任分担が不明確となり兼ねないことを懸念する。

このため、例えば「展示・公開」業務にしても、市と指定管理者がそれぞれ行う業務が明確となるよう、より具体的な記載が必要になると考える。

- 【参加者】 既存図書館にとらわれない分類方法を採用ということだが、NDCは資料に付与するということが良いか。また、何を手がかりに探したら良いか、通常だと請求記号があるが今回そのようなものがあるか。検索しても、配架場所を探せないということがないような仕組みづくりが必要と考える。資料へのアクセスをどのように担保するのか、疑問に感じた。

在宅勤務という表現については、テレワークに変更した方が良いと考える。また、執筆活動を行う人はかなり限定されるので、例えば「調査、研究、執筆など」とした方が良い。

最新のデジタル機器や工作機器などを使用した学びや体験の場という表現に関して、近年の図書館で言うと「メイカースペース」になると考える。世界的に利用が進んでおり、この用語を入れてはどうか。

憩いライブラリでは「調べ学習」に対応するという事なので、蔵書には「地域を深く知るための多様な資料」(地域資料など)を追加してはどうか。

市と指定管理者の業務分担の選書に関して、市全体のコレクション構築に関わるので、選書の決定だけでなく、早い段階から市側が関わる方が良いと感じた。

資料やサービスの評価・点検を行い、その結果について公表する旨を追加すると良いと考える。

以上